

## 法に関する学習指導要領の主な記述

### 小学校学習指導要領（平成20年3月告示）

#### 社会

〔第3学年及び第4学年〕

#### 2 内容

- (3) 地域の人々の生活にとって必要な飲料水，電気，ガスの確保や廃棄物の処理について，次のことを見学，調査したり資料を活用したりして調べ，これらの対策や事業は地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考えるようにする。
- ア 飲料水，電気，ガスの確保や廃棄物の処理と自分たちの生活や産業とのかかわり
  - イ これらの対策や事業は計画的，協力的に進められていること。
- (4) 地域社会における災害及び事故の防止について，次のことを見学，調査したり資料を活用したりして調べ，人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。
- ア 関係機関は地域の人々と協力して，災害や事故の防止に努めていること。
  - イ 関係の諸機関が相互に連携して，緊急に対処する体制をとっていること。

#### 3 内容の取扱い

- (5) 内容の(3)及び(4)にかかわって，地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする。

〔第6学年〕

#### 2 内容

- (2) 我が国の政治の働きについて，次のことを調査したり資料を活用したりして調べ，国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること，現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。
- ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。
  - イ 日本国憲法は，国家の理想，天皇の地位，国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

#### 3 内容の取扱い

- (2) 内容の(2)については，次のとおり取り扱うものとする。
- イ 国会などの議会政治や選挙の意味，国会と内閣と裁判所の三権相互の関連，国民の司法参加，租税の役割などについても扱うようにすること。

## 道 徳

### 第2 内容

〔第1学年及び第2学年〕

- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。  
(1) 約束やきまりを守り，みんなが使う物を大切にす。

〔第3学年及び第4学年〕

- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。  
(1) 約束や社会のきまりを守り，公德心をもつ。

〔第5学年及び第6学年〕

- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。  
(1) 公德心をもって法やきまりを守り，自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (3) 各学校においては、各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣，社会生活上のきまりを身に付け，善悪を判断し，人間としてしてはならないことをしないこと，中学年では集団や社会のきまりを守り，身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること，高学年では法やきまりの意義を理解すること，相手の立場を理解し，支え合う態度を身に付けること，集団における役割と責任を果たすこと，国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮し，児童や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また，高学年においては，悩みや葛藤<sup>かっとう</sup>等の心の揺れ，人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ，自己の生き方についての考えを一層深められるよう指導を工夫すること。

## 特別活動

### 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

#### 1 目標

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し，諸問題を解決しようとする自主的，実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

#### 2 内容

〔共通事項〕

(1) 学級や学校の生活づくり

- ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決  
イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理

## 〔児童会活動〕

### 1 目標

児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

## 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

### 2 内容

- (1) 〔学級活動〕,〔児童会活動〕及び〔クラブ活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。

## 中学校学習指導要領（平成20年3月告示）

### 社会

〔公民的分野〕

#### 2 内容

##### (1) 私たちと現代社会

###### イ 現代社会をとらえる見方や考え方

人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。

##### (3) 私たちと政治

###### ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。

###### イ 民主政治と政治参加

さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。

#### 3 内容の取扱い

(4) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、日常の具体的な事例を取り上げ、日本国憲法の基本的な考え方を理解させること。

イ イについては、次のとおり取り扱うものとする。

(イ) 「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。

### 道徳

#### 第2 内容

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (3) 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に、自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、悩みや葛藤<sup>かっとう</sup>等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを深められるよう配慮すること。

#### 特別活動

### 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

#### 〔学級活動〕

##### 1 目標

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

##### 2 内容

###### (1) 学級や学校の生活づくり

ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決

イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理

#### 〔生徒会活動〕

##### 1 目標

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 〔学級活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。

## 高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）

### 公民

#### 第1 現代社会

##### 2 内容

###### (2) 現代社会と人間としての在り方生き方

###### ウ 個人の尊重と法の支配

個人の尊重を基礎として、国民の権利の保障、法の支配と法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方について日本国憲法と関連させながら理解を深めさせるとともに、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等などについて考察させ、他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせる。

###### エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。

##### 3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(エ) ウについては、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに裁判員制度についても扱うこと。

(オ) エの「市場経済の機能と限界」については、経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること。

#### 第3 政治・経済

##### 2 内容

###### (1) 現代の政治

###### ア 民主政治の基本原則と日本国憲法現代経済の仕組みと特質

日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観させるとともに、政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義、地方自治などについて理解させ、民主政治の本質や現代政治の特質について把握させ、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる。

##### 3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、次の事項に留意すること。

(ア) アの「法の意義と機能」、「基本的人権の保障と法の支配」、「権利と義務の関係」については、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、裁判員制度を扱うこと。

## 特別活動

### 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

#### 〔ホームルーム活動〕

##### 1 目標

ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

##### 2 内容

#### (1) ホームルームや学校の生活づくり

ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決

イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動

#### 〔生徒会活動〕

##### 1 目標

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。